

明石市立文化博物館の次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

令和3年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える明石市立文化博物館について、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとする。

2 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、調査・研究部門を除いて、民間企業のノウハウ等の導入により、更なる市民サービスの向上と経費の削減等が期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとし、選定委員会を設置して指定管理者候補者を選定する。

3 指定期間

継続性、安定性を高め、事業の中長期的な展開を可能とすることで、文化芸術に関する事業の充実、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、5年間とする。

4 利用料金制

展覧会における企画・PR等の努力により観覧料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、引き続き利用料金制を採用する。

(参考) 選定スケジュール

時期	内容
令和2年1月	第1回選定委員会(選定方法・募集要項の検討)
令和2年2月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
令和2年3月～4月	第2回選定委員会(指定管理者候補者の書類審査) 第3回選定委員会(指定管理者候補者の面接審査・選定)
令和2年4月～5月	候補者の選定、選定結果の通知
令和2年6月	指定議案の提出(令和2年6月議会) 指定の通知及び告示
令和2年11月	基本協定・年度協定の締結
令和3年3月	事務引継ぎ(現・指定管理者⇒次期・指定管理者)
令和3年4月	次期・指定管理者による管理運營業務の開始